

## 第1回 宇治市乳幼児教育・保育推進協議会

日時：令和5年4月28日（金）

午後3時30分から

場所：宇治市役所

8階 大会議室

### < 次第 >

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員・事務局紹介
- 5 宇治市乳幼児教育・保育推進協議会設置要項について
- 6 会長及び副会長の選出
- 7 乳幼児期の教育・保育の今後のあり方について
- 8 宇治市乳幼児教育・保育推進協議会について
- 9 令和5年度乳幼児教育・保育推進事業 研修計画（案）
- 10 その他連絡事項
- 11 閉会

< 資料 >

	ページ
委員名簿	... 1
会議の公開に関する要項	... 2
設置要項 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">資料 1</span>	... 5
乳幼児期の教育・保育の今後のあり方について <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">資料 2-1</span>	... 7
宇治市の乳幼児期の教育・保育の今後のあり方に関する意見書 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">資料 2-2</span>	... 9
宇治市乳幼児教育・保育推進協議会について <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">資料 3</span>	... 18
令和5年度乳幼児教育・保育推進事業 研修計画(案) <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">資料 4</span>	... 24

## 宇治市乳幼児教育・保育推進協議会

### 委員名簿

分野	所属等	氏名
学識経験を有する者	京都教育大学 教育学部 准教授	佐川 早季子
幼稚園・保育施設の 従事者	宇治福祉園 理事長	杉本 一久
	こざくら幼稚園 園長	松井 明恵
	北木幡保育所 所長	坂本 知枝美
	神明幼稚園 園長	岩崎 温美
小学校の関係者	木幡小学校 校長	藤田 祥尚
療育施設の従事者	京都府社会福祉事業団 こども発達支援センター 療育課長	中西 みき

(合計 7名)

## 宇治市乳幼児教育・保育推進協議会の会議の公開に関する要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、宇治市乳幼児教育・保育推進協議会（以下「協議会」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (開催会議の事前公表)

第2条 協議会は会議を開催するにあたり、当該会議の開催日の1週間前までに、会議の概要を記載した書面を行政資料コーナーに備えるとともに、市のホームページに掲載するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められる場合は、この限りでない。

### (会議の公開)

第3条 会議の公開は、傍聴を認めることにより行うものとする。

### (傍聴席の区分)

第4条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

### (傍聴人の定員)

第5条 一般席の定員は、会場のスペースにより5名から20名程度とし、先着順とする。

### (傍聴の手続)

第6条 会議を傍聴しようとする者は、会議開催予定時刻の10分前までに、会議場の傍聴人受付において、氏名を傍聴受付票に記入し、事務局の指示に従い入場しなければならない。

### (傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他の危険なものを携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められるものを携帯している者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席において、次の各号に事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑又は騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会長の許可なく、会議場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。
- (6) 携帯電話等は電源を切るか、マナーモードに設定すること。
- (7) その他会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(会長の指示)

第9条 傍聴人は、全て会長の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの要項に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議資料の提供)

第12条 協議会は、会議資料(宇治市情報公開条例(平成17年宇治市条例第4号)第6条各号の規定に該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている部分を除く。)を会議の当日までに行政資料コーナーに備えるとともに、傍聴者に提供するものとする。

(会議の非公開)

第13条 協議会は、次の各号に該当する場合は、非公開とする理由を明らかにした上で、委員の過半数の賛同を得て、非公開とすることができる。

- (1) 非公開情報に関し、審議等をする場合
- (2) 会議を公開することにより、公正、円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

2 会議の審議事項に公開する事項と非公開とする事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開の事項に係る部分を除いて公開するものとする。

( 会議録の公開 )

第 1 4 条 協議会は、公開した会議の会議録を作成し、その写しを行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するものとする。

( その他必要な事項 )

第 1 5 条 この要項に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は、令和 5 年 4 月 2 8 日から施行する。

## 宇治市乳幼児教育・保育推進協議会設置要項

## (目的及び設置)

第1条 全ての就学前施設が施設類型を越えたネットワークを構築すべく、乳幼児期の子どもたちの状況や課題を共有し、連携、協働して研究・研修を行うことで、教育・保育の質の向上及び人材育成を図るとともに、各施設間、家庭・地域との連携を推進し、子育てや家庭・地域の教育・保育力の確保・向上を支援するため、宇治市乳幼児教育・保育推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

## (担任事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

乳幼児期の教育・保育の基本理念に関すること。

教育・保育の質の向上及び保育士等の人材育成に関すること。

保幼小連携の取組の推進に関すること。

特別な配慮や支援を要する子どもへの切れ目のない支援につながる体制の構築に関すること。

その他乳幼児教育・保育の推進に関し必要があると認められる事項

## (組織)

第3条 協議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

学識経験を有する者

幼稚園・保育施設の従事者

小学校の関係者

療育施設の従事者

その他市長が適当であると認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

( 会議 )

第 6 条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

( 専門部会 )

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、部会に専門委員を置くことができる。

( 意見の聴取等 )

第 8 条 会長は、協議会において必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

( 庶務 )

第 9 条 協議会の庶務は、福祉こども部乳幼児教育・保育支援センター準備室において処理する。

( 補則 )

第 10 条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会の会議に諮って定める。

附 則

1 この要項は、令和 5 年 4 月 28 日から施行する。

2 この要項の施行後最初の協議会の会議の招集は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が行う。

## 乳幼児期の教育・保育の今後のあり方について

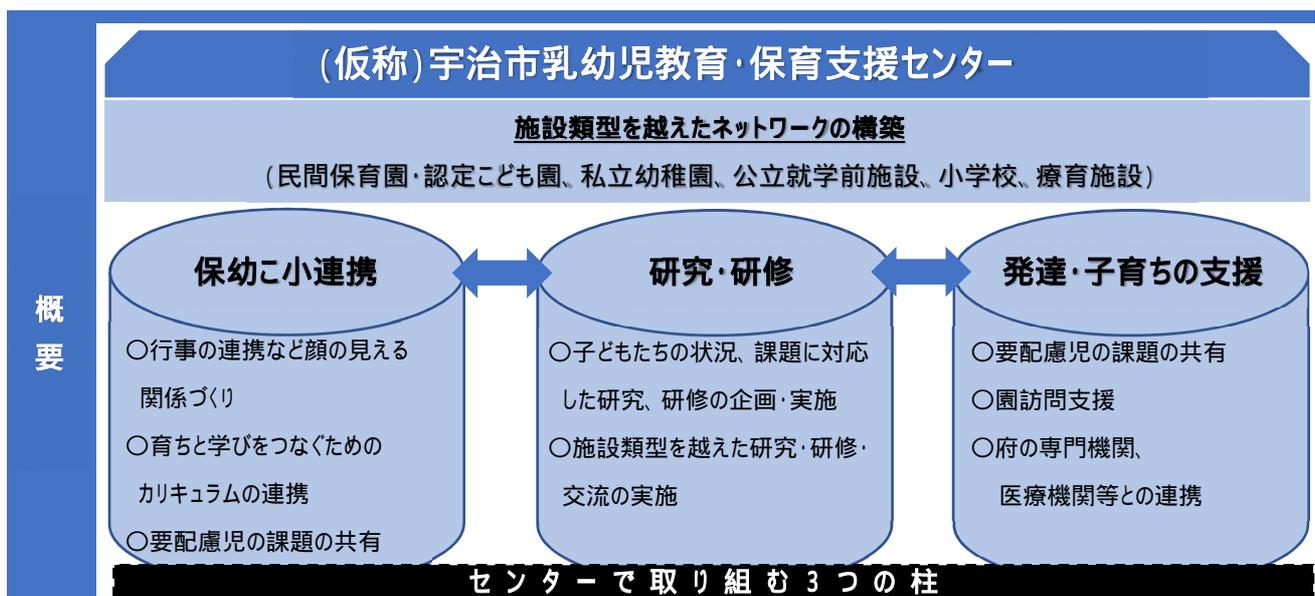
### < 昨年度の経過 >

- 令和4年4～8月 宇治市乳幼児期の教育・保育のあり方検討委員会(全5回)
- 8月 宇治市の乳幼児期の教育・保育の今後のあり方に関する意見書
- 9月 宇治市公立幼稚園の今後のあり方について(宇治市教育委員会)
- 宇治市乳幼児期の教育・保育の今後のあり方について(宇治市)

### < 今後のあり方のポイント >

1. (仮称)宇治市乳幼児教育・保育支援センターの設置  
(現在の東宇治幼稚園敷地内)

**施設類型を越えて全市的に連携・協働し、各施設での取組を共有**することにより、これまで以上に、保幼こ小連携の取組推進や人材育成など、教育・保育の質の向上を図ることが可能となると考え、その仕組みづくりとして(仮称)乳幼児教育・保育支援センターを設置する。



### ○スケジュール

R5	R6	R7
<b>支援センター準備室開設</b> 推進協議会の設置・検討 専門部会での検討 合同研修会の実施 など	<div style="font-size: 4em; color: blue;">➔</div> ネットワーク構築の 仕組みづくり	

現在の東宇治幼稚園敷地内

○乳幼児教育・保育支援センター準備室の構成員

No.	職・氏名	兼務・併任	主な役割
1	室長 柏木 三奈 【事務】	福祉こども部副部長 学校改革推進課担当課長	室の統括
2	副室長 上道 貴志 【事務】	教育部副部長	統括補佐
3	副室長 林口 泰之 【指導主事】	教育部教育支援センター長	統括補佐
4	主幹 齊田 雄太 【事務】	教育部学校改革推進課主幹	推進協議会の運営 保育施設との連絡調整
5	主幹 大槻 翼 【事務】	教育部学校改革推進課担当課長	保幼小連携に関すること 私立幼稚園・小学校との連絡調整
6	主幹 垣見 千里 【幼稚園教諭】	教育部学校改革推進課主幹	研修の計画・実施に関すること 公立幼稚園との連絡調整
7	主幹 平 雅子 【保健師】	福祉こども部保健推進課副課長 教育部学校改革推進課主幹	発達・子育て支援に関すること 療育施設との連絡調整
8	会計年度任用職員 【事務】		推進協議会の運営補助 その他各業務の補助

2. 就学前施設の取組

全ての就学前施設が施設類型を越えて、センターと連携しながら、子どもたちの状況や課題を共有し、連携・協働して研究・研修を行うことで、教育・保育の質の向上及び人材育成を図る。

これに加えて、私立、民間の就学前施設においては、それぞれの施設で特色ある独自の教育・保育を実践することで、更なる教育・保育の質の向上を図り、公立就学前施設では、特別な配慮や支援が必要な子どもへのセーフティネットを担う仕組みづくりに取り組む。

また、公立幼稚園では、市全体の教育・保育の見込量、需給調整の状況等を踏まえた適正規模を維持するため、現行の3園体制を見直し、センターと併設する幼稚園として整備し、発達・子育て支援について、研究や研修を行うとともに、切れ目ない支援の充実に努める。

○公立幼稚園の統合に向けたスケジュール



宇治市の乳幼児期の教育・保育の今後の  
あり方に関する意見書

令和4年8月

宇治市乳幼児期の教育・保育の  
あり方検討委員会

## < 目 次 >

はじめに	1
<b>第1章 乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方</b>	
1 乳幼児期の教育・保育の基本理念	2
2 宇治市の目指す子ども像	3
<b>第2章 宇治市における乳幼児期の教育・保育の課題と 今後のあり方</b>	
1 宇治市における乳幼児期の教育・保育の課題	4
2 宇治市における乳幼児期の教育・保育に求められるもの	4
3 宇治市の公立施設における取組	5
<b>第3章 宇治市の乳幼児期の教育・保育の今後のあり方に 関する意見</b>	6

### 【参考資料】

1 宇治市乳幼児期の教育・保育のあり方検討委員会設置要項	9
2 宇治市乳幼児期の教育・保育のあり方検討委員会委員一覧	11
3 宇治市乳幼児期の教育・保育のあり方検討委員会検討経過	12
4 幼稚園・保育所(園)・認定こども園に対するアンケート結果	12
5 宇治市の状況	
(1)人口の推移	13
(2)就学前児童数の減少と今後の教育・保育等の量の見込み	14
6 宇治市の公立幼稚園・保育所の状況	
(1)公立幼稚園・保育所の概要	15
(2)小・中学校区別幼稚園及び保育所等の設置状況	16
(3)支援や配慮を必要とする乳幼児への対応	18

## はじめに

乳幼児期は、子どもたちが生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。乳幼児期の子どもは、日々の生活や遊びなどを通して、身体的成長に加え、生きる喜びや意味、心の豊かさや思いやり、社会性を育み、人としての生きる力の基礎を獲得していきます。

近年、少子化や核家族化の進行などの今日的な課題、子育て家庭の孤立化などによる虐待の増加、保護者の就労形態の多様化など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。このような中で、特別な配慮や支援を必要とする子どもをはじめ、様々な状況にある全ての子どもたちの育ちと学びを保障していくため乳幼児期の教育・保育の一層の充実を図っていく必要があります。

平成24年に成立した「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年には、質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域における子ども・子育て支援の充実等を目的とした「子ども・子育て支援新制度」が開始されました。

また、平成29年に幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領が改訂（改定）され、施設類型に関係なく、非認知能力をはじめとする子どもたちに育みたい資質・能力の育成を図るため、質の高い教育・保育の提供が求められています。これらの乳幼児期の教育・保育の質の確保・向上に関しては、文部科学省の「幼児教育の実践の質向上に関する検討会」や厚生労働省の「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」等で国において検討されているところです。

宇治市においては、私立幼稚園や民間保育所・認定こども園が乳幼児期の教育・保育の一翼を担い、それぞれの施設が保護者ニーズや社会情勢の変化に応じた特色ある教育・保育を実践してきました。

一方で、公立幼稚園では、園児数の減少に伴い、平成22年に宇治市就学前教育のあり方検討委員会からの意見、また、平成29年の宇治市公立幼稚園検討委員会提言書を踏まえ、この間、預かり保育や一部の園で3年保育を試行実施してきました。しかし、さらなる園児数の減少により、子ども同士の触れ合う機会が減少するなど集団教育・保育上の適正規模の確保に関する課題は解決していない状況です。

このため、本検討委員会では、宇治市の乳幼児期の教育・保育を取り巻く様々な課題について、公立及び私立、民間の就学前施設それぞれが果たすべき役割を確かめながら、就学前施設の具体的な取組の方向性について議論を行ってきました。

この意見書に基づき、全ての子どもたちが夢と希望をもって成長していけるよう、市内全ての就学前施設がそれぞれの役割を十分に果たしながら連携し、市全体の教育・保育の質の向上を共に支え合うことを期待しています。

## 第1章 乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方

全ての子どもたちが将来に夢と希望をもち健やかに育つため、地域、家庭、就学前施設間できめ細やかな連携をして、乳幼児期の子どもたちが輝ける環境をつくっていくことが重要です。そのため、乳幼児期の教育・保育についての基本理念や目指す子ども像について、就学前施設と小学校、中学校とで共有し、子どもの発達に応じた乳幼児期の教育・保育が行われることが必要です。

### 1 乳幼児期の教育・保育の基本理念

乳幼児期の教育・保育のより一層の充実に向けて、乳幼児期の教育・保育に関わる基本理念を定める必要があります。

基本理念は、子どもを育む大きな視点として、市民が共感し、共有できるものであることが必要です。

以下の検討委員会での意見を踏まえ、宇治市の乳幼児期の教育・保育の今後のあり方の方向性が決まり次第、基本理念の検討を願います。

#### 【子どもの健やかな成長の観点】

- ・子どもが現在（いま）を最もよく生きること。
- ・子どもが人として輝き、その輝きをつないでいくこと。

#### 【特別な配慮や支援が必要な子どもの観点】

- ・特別な配慮や支援が必要な子どもの就学前施設での受け入れ環境の整備を進めること。
- ・誰一人取り残さず、子ども同士の出会いをしっかりと結んでいくこと。

#### 【子どもの育ちと学びの連続性の観点】

- ・保幼小といった施設類型にかかわらず、人が交流することで連携を進めること。
- ・宇治市教育振興基本計画にあるとおり、「切れ目のない支援のため、幼児期から義務教育終了まで一貫した相談・支援体制を構築」し、就学前後の施設が密に連携して子どもの育ちと学びの連続性を保障していくこと。

### 【地域や家庭、施設の連携の観点】

- ・家庭と就学前施設、地域の関係団体などの連携（つながり）が子どもの育ちや保護者の安心感につながるように、きめ細やかに連携すること。
- ・各就学前施設が小学校及び療育施設等と行っている連携を市全体で共有するとともに、こうした連携をさらに充実させること。

### 【乳幼児期の教育・保育の重要性の観点】

- ・子どもたちが、能動的に問いを見つけるような乳幼児期の教育・保育が、子どもたちの発達や学習の基盤、土台となること。

## 2 宇治市の目指す子ども像

宇治市の目指す子ども像については、検討委員会において、次の各種計画に定める方向性のとおり、宇治市の就学前施設と小学校、中学校とで共有していくものであることを確認しました。

- 『乳幼児期からの子どもの発達や学習の連続性を重視し、学ぶ意欲や自立心を高める取り組みを推進するとともに、「生きる力」をはぐくんでいくことが重要です。（以下、略）』（第2期宇治市子ども・子育て支援事業計画）
- 『「ふるさと宇治」を愛し、グローバルな視点に立ち、社会の変化を前向きにとらえ、主体的に考え行動し、よりよい人生と「あすの宇治」を創り出せる人』（第2次宇治市教育振興基本計画）

## 第2章 宇治市における乳幼児期の教育・保育の課題と今後のあり方

### 1 宇治市における乳幼児期の教育・保育の課題

宇治市の乳幼児期の教育・保育を取り巻く課題について、次のとおり整理しました。

就学前の乳幼児数の減少等について

少子化が進行し乳幼児数が減少する中、特に公立幼稚園の園児数は著しく減少し、子ども同士の触れ合う機会が減少するなど集団教育上の課題が生じている。

多様な就労形態への対応について

保護者の多様な就労形態により、施設類型を問わず、施設で過ごす時間の多様化に加え、求められる乳幼児期の教育・保育も多様化している。

特別な配慮や支援を要する子どもへの対応について

特別な配慮や支援が必要な子ども一人ひとりに寄り添ったきめ細かで継続的な教育・保育を行うことが求められている。

私立・民間施設との連携・協働及び人材育成について

宇治市全域の保幼小連携などの取組を公立、私立、民間、施設類型を問わず全市的に連携・協働して行うとともに、教育・保育の質の向上に向けた人材育成が求められている。

家庭や地域、関係機関との連携について

幼稚園、保育所、認定こども園が地域に根差した施設として、子ども・保護者・地域が活動や交流を行っていくための拠点施設としての役割が求められている。

### 2 宇治市における乳幼児期の教育・保育に求められるもの

上記の課題に対し、その解決のためにこれからの乳幼児期の教育・保育に求められるものは、次のとおりです。

公立の就学前施設において基本となる教育・保育を実践することにより、市域全体の乳幼児期の教育・保育の質を確保・向上させること。

発達障害や医療的ケアを要する子どもなど、特別な配慮や支援が必要な子どもやその家庭に対し、これまで公立、私立、民間それぞれで積み上げてきた知識や経験を活かし、関係機関等との連携を図りながら、共に支援していく仕組みを構築すること。

小学校と保幼小連携の研究、研修を進め、その効果を共有し、市全体で連携・協働していくとともに、地域や家庭と連携し、子育て相談や地域行事への参加など、地域に根差した取組を進めること。

合同での各種研究、研修の実施を通じ、施設類型に関係なく教育・保育の基本理念を共有し、職員同士の連携の強化を図るとともに、人材育成に努めること。

### 3 宇治市の公立施設における取組

上記の課題や求められる教育・保育を踏まえ、次のとおり、公立施設の取組を進めていくことを期待します。

基本となる教育・保育を実践することにより、市域全体の乳幼児期の教育・保育の質を確保・向上させる取組を推進していくとともに、宇治市全体の教育・保育の見込量、需給調整の状況等を踏まえ、公立就学前施設の適正規模を維持すること。

発達障害や医療的ケアを要する子どもなど、特別な配慮や支援が必要な子どもやその家庭に対するセーフティネットを担うとともに、療育など福祉と連携・協働した支援体制を強化すること。

公立間の連携のしやすさを活かし、公立施設が先導的に小学校と宇治市全域の保幼小連携に向けた架け橋プログラムなど、教育・保育の質の向上に向けた研究、研修を、施設類型を問わず私立幼稚園や民間保育所・認定こども園と連携・協働して実施するとともに、これらの研究、研修機能や子育て相談など子育て支援機能の強化を図ること。

市域全体での職員同士の連携の強化及び教育・保育の質の向上を図るため、人材育成の推進や施設類型の垣根を超えた各種研究、研修の実施の場を設けること。

### 第3章 宇治市の乳幼児期の教育・保育の今後のあり方に関する意見

宇治市の乳幼児期の教育・保育施設を取り巻く課題として、「少子化が進行する中、就学前の乳幼児期に適正な規模での集団生活が必要であること」「女性の社会進出やテレワークの普及など多様な就労形態により、就学前施設で子どもが過ごす時間が多様化するとともに、求められる教育・保育も多様化していること」「特別な配慮や支援を要する子ども一人ひとりに寄り添ったきめ細かな教育・保育を行う必要があること」「就学前施設で子どもが育ち、学ぶための環境整備が必要であること」が挙げられます。

こうした課題に的確に対応しつつ、子どもたちの健やかな成長を支え、宇治市における乳幼児期の教育・保育の一層の充実を図るため、宇治市乳幼児期の教育・保育のあり方検討委員会が設置されました。

本検討委員会では、宇治市における乳幼児期の教育・保育についての現状や推移を様々なデータ等で把握するとともに、幼稚園・保育所（園）・認定こども園に対するアンケート結果の報告を受け、意見交換を重ねてきました。

私立幼稚園や民間保育所・認定こども園においては、これまでの間、宇治市における教育・保育の一翼を担ってきており、それぞれの施設が保護者ニーズや社会情勢の変化に応じた特色ある独自の教育・保育を実践することで、宇治市の乳幼児期の教育・保育の質の向上が図られてきています。また、地域や家庭と連携し、子育て相談や地域行事への参加に取り組むなど、地域に根差した拠点施設としての役割も果たしてきています。今後更なる教育・保育の質の向上、社会的役割が求められる中で、私立幼稚園や民間保育所・認定こども園には引き続きこうした取組を公立施設と協働しながら実践し活躍されることが求められています。

公立就学前施設においては、基本となる教育・保育を実践することにより市域全体の乳幼児期の教育・保育の質を確保・向上させる取組を推進するとともに、幼稚園教諭、保育士等の職員の人材育成を図っていく必要があります。

また、公立間の連携のしやすさを活かし、公立施設が先導的に小学校と宇治市全域の保幼小連携に向けた架け橋プログラムなどの研究、研修を実施するとともに、これらの研究、研修機能や子育て相談など子育て支援機能の強化を図る役割も求められています。こうした取組を進めるにあたっては、公立幼稚園・保育所が核となり、私立幼稚園、民間保育所・認定こども園それぞれと協働し、研究、研修を推進していく必要があります。

さらに、発達障害や医療的ケアを要する子どもなど、特別な配慮や支援が必要な子どもやその家庭に対するセーフティーネットを担うとともに、療育

など福祉と連携を強め、私立幼稚園、民間保育所・認定こども園への支援体制の充実が求められています。

加えて、公立就学前施設については、宇治市全体の教育・保育の見込量、需給調整の状況等を踏まえた適正規模を維持することが求められており、検討委員会においては、認定こども園化も視野に入れながら、基本となる教育・保育を実践する公立幼稚園機能は残していく必要があると考えます。

宇治市の乳幼児期の教育・保育におかれましては、安心して子育てができる環境とともに子どもが健やかに育つ環境づくりが進み、子育て、子育て支援の充実にに向けた取組を一層進められることを期待いたします。

## 宇治市乳幼児教育・保育推進協議会について

近年の少子化や核家族化の進行、子育て家庭の孤立化などによる児童虐待の増加、保護者の就労形態の多様化など、子どもを取り巻く環境が大きく変化している中で、特別な配慮や支援を必要とする子どもをはじめ、様々な状況にあるすべての子どもたちの育ちと学びを保障していくことは大変重要です。

現在、宇治市では民間保育園・認定こども園、私立幼稚園、公立就学前施設が、それぞれ特色を活かした教育・保育を実践しているものの、各施設の取組が市全体での共有には至らず、保幼小連携や人材育成についても、各施設単位の取組となっている現状があります。

そこで、施設類型を越えて全市的に連携・協働し、各施設での取組を共有することにより、これまで以上に、保幼小連携の取組推進や人材育成など、教育・保育の質の向上を図ることが可能となると考え、その仕組みづくりとして（仮称）乳幼児教育・保育支援センターを設置することといたしました。

今後、センターを中心として、「研究・研修」「保幼小連携」「発達・子育ての支援」の3つの機能を通して、施設類型を越えたネットワークを構築し、宇治市のすべての子どもの育ちを応援していくことを想定しており、ネットワークを構築していく上で、施設類型を越えた共通理念となる「乳幼児期の教育・保育の基本理念」及び3つの機能の具体化に向けた方策等を協議会において、ご検討を頂きたいと考えています。

## ○協議会の担任事項

- (1) 乳幼児期の教育・保育の基本理念に関すること。 ⇒ 協議会を中心に検討
- (2) 教育・保育の質の向上及び保育士等の人材育成に関すること。
- (3) 保幼小連携の取組の推進に関すること。
- (4) 特別な配慮や支援を要する子どもへの切れ目のない支援につながる体制の構築に関すること。
- (5) その他乳幼児教育・保育の推進に関し必要があると認められる事項

専門部会を  
中心に検討

<既存計画との相関関係>

宇治市第6次総合計画

目指す都市像：一人ひとりが輝き 伝統と新たな息吹を紡ぐまち・宇治

宇治市の目指す子ども像

第2期

宇治市子ども・  
子育て支援事業計画

第2次

宇治市教育振興  
基本計画

両計画で定める方向性を就学前施設・小学校・中学校で共有

乳幼児期の教育・保育の  
より一層の充実

<施設類型を越えた共通理念>

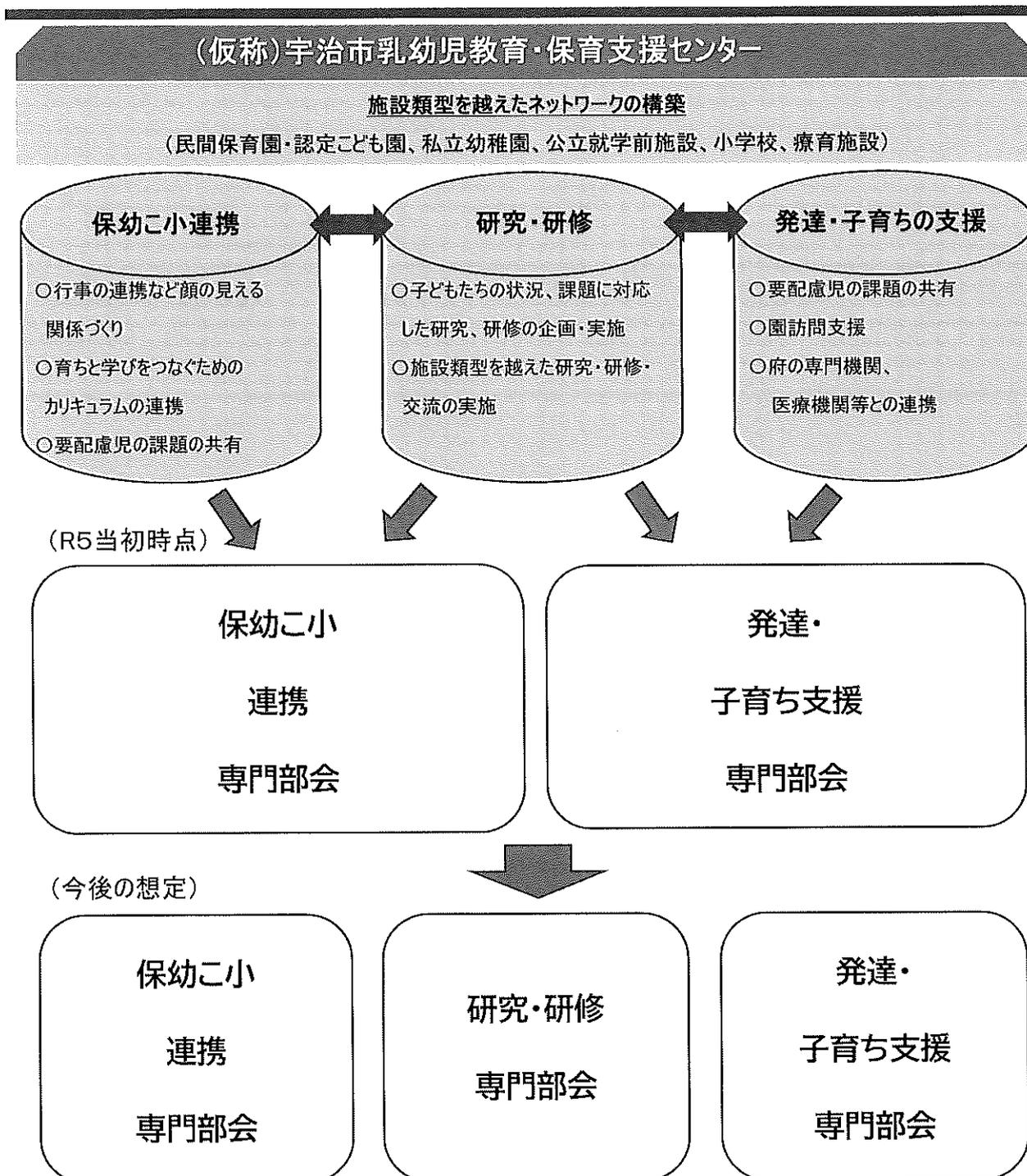
乳幼児期の教育・保育の基本理念

今後、協議会において検討

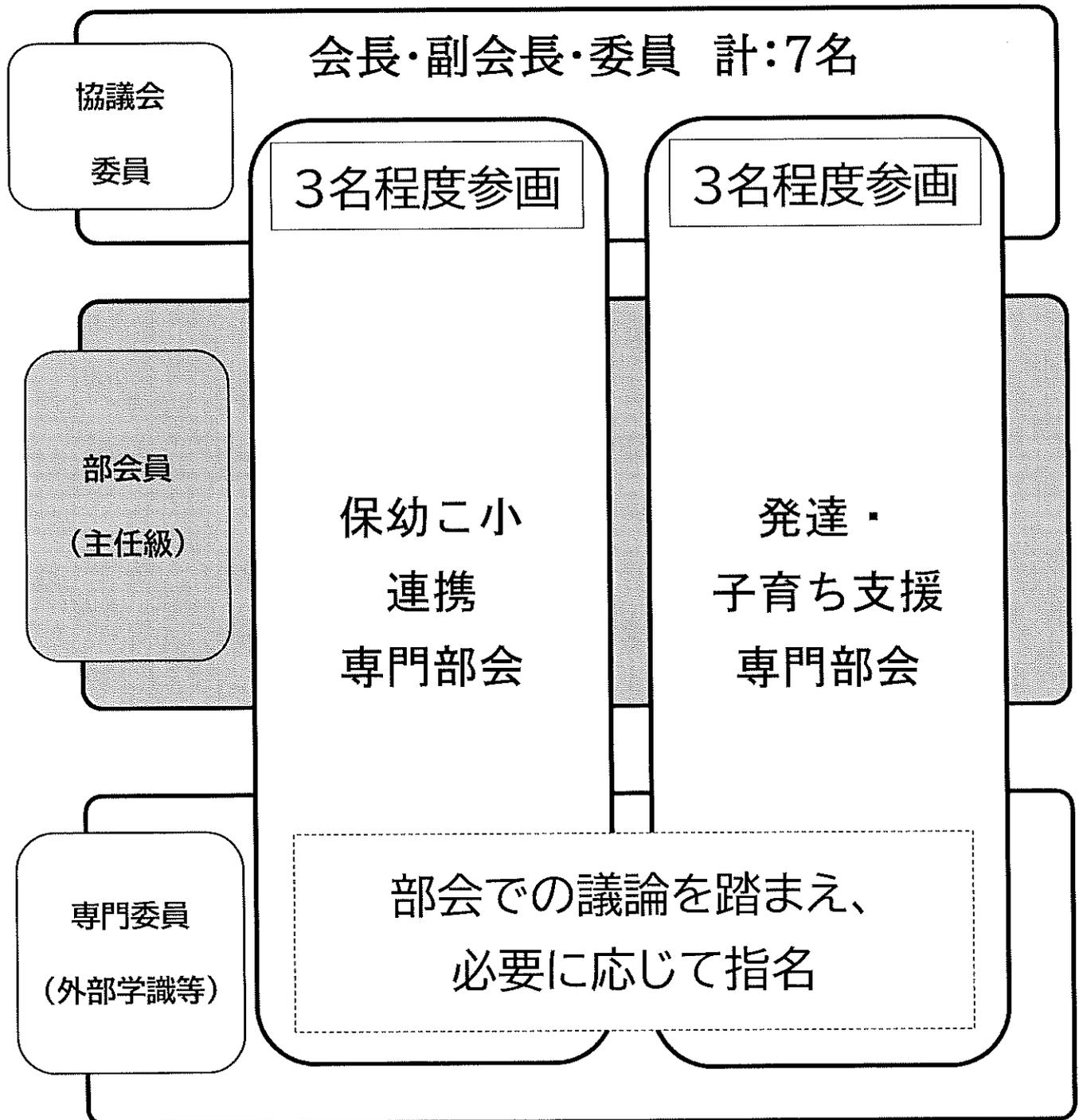
○センター機能の具体化に向けた検討体制（案）

「保幼小連携」「発達・子育ての支援」の推進にあたり、現状把握、課題抽出、対応策の検討、研究・研修の企画実施等について、乳幼児教育・保育の実務に近い主任クラス職員の意見を反映できる仕組みとするため、専門部会（ワーキングチーム）を設置して検討を進める。

今後、更なる乳幼児教育・保育の質の向上に向け、「研究・研修専門部会」を立ち上げて、検討を進めることも想定。



<検討体制のイメージ>



委員構成 (案) 次ページ参照

宇治市乳幼児教育・保育推進協議会

○委員一覧

(☆：専門部会長、△：部会長からの依頼に応じて参加)

No.	区分	所属・役職等	氏名	考え方	専門部会担当(案)	
					保幼こ小 連携	発達・ 子育て
1	学識経験を有する者	京都教育大学 准教授	佐川 早季子	学術的視点	△	△
2	幼稚園・保育施設の 従事者	宇治福祉園 理事長	杉本 一久	民間からの視点 療育的視点		☆
3		こざくら幼稚園 園長	松井 明恵	私立からの視点	☆	
4		神明幼稚園 園長	岩崎 温美	公立からの視点		○
5		北木幡保育所 所長	坂本 知枝美	公立からの視点	○	
6	小学校の関係者	木幡小学校 校長	藤田 祥尚	就学先からの 視点	○	
7	療育施設の従事者	こども発達支援 センター療育課長	中西 みき	療育的視点		○

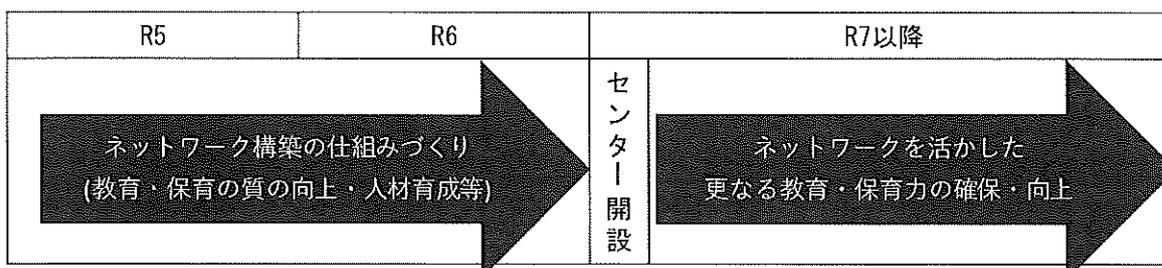
○専門部会員構成(案)

No.	区分	所属・役職等	氏名	考え方	保幼こ小 連携	発達・ 子育て
1	幼稚園・保育施設の 従事者	私立幼稚園	協議会意見を 踏まえて 各関係団体に 推薦を依頼		○	○
2		民間保育所・ 認定こども園			○	○
3		公立保育所			○	○
4		公立幼稚園			○	○
5	小学校の関係者	公立小学校			○	○
6	療育施設の従事者	療育施設			○	○

○令和5年度のスケジュール(案)

時期	区分等	想定している検討事項
4月	協議会①	会長・副会長の選出 昨年度の振り返り、今後の予定 専門部会への検討依頼事項 など
5月	(部会員推薦依頼等)	
6月	専門部会①	協議会からの検討事項に対する 現状の課題の抽出
7月	専門部会②	課題に対する対応策の検討①
8月	(検討事項まとめ)	
9月	協議会②	乳幼児期の教育・保育の基本理念の検討① 専門部会からの報告事項に対する検討①
10月	専門部会③	課題に対する対応策の検討② 次年度に向けた対応策の提案
11月	(検討事項まとめ)	
12月	協議会③	乳幼児期の教育・保育の基本理念の検討② 専門部会からの報告事項に対する検討② 次年度に向けた対応策の具体化
1月	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     検討状況を踏まえて、開催回数・時期は調整                 </div>	
2月		
3月		

(今後のイメージ)



## 令和5年度乳幼児教育・保育推進事業 研修計画(案)

## 1. 研修のねらい

民間保育園・認定こども園、私立幼稚園、公立就学前施設(保育所・幼稚園)、小学校、療育施設等が学校種や施設類型を越えて、子どもたちの状況や課題を共有し、連携・協働して研究・研修を行うことで、教育・保育の質の向上及び人材育成を図るとともに、各施設間、家庭・地域との連携を推進し、子育てや家庭・地域の教育・保育力の確保・向上を目指す。

## 2. 令和5年度のポイント

- (1) 乳幼児期にはぐくみたい力の共有
- (2) 参加型研修による協働的な学びの場の設定
- (3) 自園・自校での教育・保育に活用できる研修内容

## 3. 年間計画

月	No.	分野	研修・講座名	演題・内容等(仮)	講師
5 ～ 9月	1	質向上 教育・保育の	宇治市乳幼児教育・保育協働研修会	「乳幼児期にはぐくみたい力について語り合う」 講義や意見交流を通して、乳幼児期にこそ、はぐくみたい力を共有する。	未定
	2	発達 子育て	宇治市乳幼児教育・保育協働研修会	「保護者対応～どう寄り添いますか～」 講義やロールプレイを通して、保護者に対する支援の仕方や相談の進め方について学ぶ。	療育施設保護者 相談担当者
	3	保幼こ小連携	保幼こ小合同研修講座	「自ら学ぶ楽しさをつなぐ～小学校教員が幼児教育を学んで考えたこと～」 令和4年度京都府現職教員長期研究生の実践や意見交流等を通して、育ちと学びをつなぐ必要性について学ぶ。	幼児教育 アドバイザー
	4	質向上 教育・保育の	宇治市乳幼児教育・保育協働研修会	「ミドルリーダーに必要な力について語り合う」 講義や意見交流を通して、人材育成や同僚性を高める園(校)内の研修方法について学ぶ。	私立・民間園長
10 ～ 3月	5	発達 子育て	早期療育ネットワーク会議研修会	「事例から学び合う」 療育施設等の先生の困りごと、疑問点を通して、解決策を議論することを目的とする。	未定
	6	発達 子育て	早期療育ネットワーク会議研修会	「医師から学ぶ発達障害」 最近の発達障害の動向や発達障害で悩む保護者へのフォローについて学ぶ。	未定
	7	質向上 教育・保育の	宇治市乳幼児教育・保育協働研修会	「保育所(園)の公開保育から学び合う」 公開保育とその後の意見交流等を通して、子どもの主体性をはぐくむ環境構成や保育者の関わり方について学ぶ。	幼児教育 アドバイザー
	8	保幼こ小連携	保幼こ小合同研修講座	「事例から学び合う」 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の事例を持ち寄り、幼児期にはぐくみたい力や小学校につなげたい力を共有する。	幼児教育 アドバイザー